

令和7年度寒河江市子育て定住住宅建築事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世代の経済的な負担を軽減するとともに転入者の定住促進及び住宅建築の促進による消費需要の拡大並びに景気浮揚による寒河江市の活性化を図るため、寒河江市内（以下「市内」という。）に定住する者が住宅新築工事、建売住宅若しくは中古住宅の購入又は市内への定住予定の既存住宅の増改築工事若しくは修繕工事を行う際の経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子育て世代 平成22年4月2日以降に出生した子がいる世帯又は妊娠中の女性がいる世帯をいう。

(2) 県内からの定住者 次のア又はイに該当し、かつ、第9条に規定する工事完了報告時点で2人以上転入するものをいう。

ア 県内の他自治体に住所を有し、かつ、市内に定住しようとする者で、規則第5条に規定する交付申請時点で1年以上連続して県内に住所を有するもの

イ 令和6年4月1日以降に市内に転入した者で、転入前1年以上連続して県内に住所を有するもの

(3) 県外からの定住者 次のア、イ又はウに該当し、かつ、第9条に規定する工事完了報告時点で2人以上転入するものをいう。

ア 県外に住所を有し、かつ、市内に定住しようとする者で、規則第5条に規定する交付申請時点で1年以上連続して県外に住所を有するもの

イ 令和6年4月1日以降に市内又は県内に転入した者で、転入前1年以上連続して県外に住所を有するもの

ウ 令和6年4月1日以降に市内に転入した者で、市内転入前1年未満連続して県内に住所を有し、かつ、県内転入前1年以上連続して県外に住所を有するもの

(4) 住宅 市内の住宅のうち、補助金の交付を受けようとする者が所有し、かつ、居住する建築物をいう。ただし、所有者及び居住者は次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）

イ 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者

ウ 暴力団又は暴力団員等に対する資金等の供給、便宜の供与その他暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者

エ その他、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

(5) リフォーム等工事 別表第1に定めるところにより付した点数の合計が10点以上（補助金の交付の対象となる工事費（以下「補助対象工事費」という。）が1戸当たり50万円未満の場合は、5点以上）となる工事であって、次のいずれかに該当する工事をいう。

- ア 住宅の機能若しくは性能の維持又は向上を図るため、住宅の全部又は一部の修繕、補修、補強、模様替え、更新（取替え）等を行う工事
 - イ 住宅を増築する工事（増築部分のみで独立した住宅の機能を有する工事を除く。）
- (6) 新築工事等 住宅新築工事、建売住宅若しくは中古住宅の購入又は市内への定住予定の既存住宅のリフォーム等工事をいう。
- (7) 契約 新築工事等に係る工事請負契約又は売買契約をいう。
- (8) 工事の着手 住宅新築工事における住宅に係る基礎の掘削工事に着手した時点及びリフォーム等工事における工事を開始した時点をいう。
- (9) 県産木材 やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度等により産地証明された木材（「やまがた県産材集成材」を含む。）及び認証された合板等をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を全て満たす者とする。

- (1) 子育て世代支援タイプ
- ア 子育て世代で、市内在住の者
 - イ 工事事業者等と契約を締結する全員に市税等の滞納がない者
- (2) 子育て世代定住者支援タイプ
- ア 子育て世代で、県内からの定住者又は県外からの定住者
 - イ 転入前の市町村において、工事事業者等と契約を締結する全員に市税等の滞納がない者
- (3) 定住者支援タイプ
- ア 県内からの定住者又は県外からの定住者
 - イ 前号イの条件を満たす者

- 2 前項の規定にかかわらず、新築工事等に当たり、本補助金の交付決定を受ける前に契約、工事の着手、引渡し、住所の異動又は費用の支払いを行った場合は、補助金の交付を行わないものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じ、当該各号に掲げる条件のいずれかを満たすものとする。

(1) 子育て世代支援タイプ

ア 延べ床面積が50平方メートル以上ある戸建住宅を新築し、又は同一規模の建売住宅を購入すること。

イ 延べ床面積の2分の1以上が専ら居住の用に供され、その面積が50平方メートル以上ある併用住宅を新築し、又は同一規模の建売住宅を購入すること。

ウ 市内の中古住宅を購入すること。

(2) 子育て世代定住者支援タイプ及び定住者支援タイプ

ア 前号に掲げる条件のいずれかを満たすこと。

イ 定住予定の既存住宅のリフォーム等工事を行うこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とし、当該経費の消費税及び地方消費税を含むものとする。ただし、この要綱による補助金以外の市の補助金の交付の対象となる工事費は、補助対象経費としない。

(1) 前条第1号に規定する住宅の工事費及び購入費（土地購入費を除く。）

(2) 前条第2号に規定するリフォーム等工事の工事費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表第2のとおりとする。

- 2 補助対象者のうち別表第2に規定する加算を受ける者は、子育て世代で、当該子の人数が2人以上の世帯とする。
- 3 補助金の算出された額に、10万円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金等交付申請書)

第7条 補助金等交付申請書は、規則第5条の規定にかかわらず、令和7年度寒河江市子育て定住住宅建築事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)によるものとする。

- 2 申請書は、新築工事等の契約を行う前に市長に提出するものとし、添付すべき書類は次に掲げるとおりとする。
 - (1) 住宅新築工事及びリフォーム等工事の場合は、建築工事見積書等の写し
 - (2) 建売住宅購入の場合は、建売住宅売買見積書等の写し
 - (3) 中古住宅購入の場合は、中古住宅売買見積書等の写し
 - (4) 着工前写真
 - (5) 居住予定者の住民票謄本(世帯主及び続柄記載のもの)
 - (6) 契約予定者全員の令和6年度分(令和7年4月から6月までに申請する場合は令和5年度分)の納税証明書
 - (7) 位置図
 - (8) 平面図等
 - (9) 母子健康手帳(子育て世代で妊娠中の女性がいる場合のみ)
 - (10) 住宅建築補助に関するアンケート
 - (11) リフォーム等工事を実施する場合は、令和7年度工事基準点算出表(様式第2号)
 - (12) リフォーム等工事に県産木材を使用する場合は、令和7年度住宅リフォーム補助金県産木材使用量計算書(様式第3号)

(13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助事業等の変更等)

第8条 規則第7条第1項第1号ア及びイに規定する補助事業等の軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 第3条第1項に掲げる区分の変更に伴う補助金の額の変更

(2) 第4条第1項第1号ア又はイに係る延べ床面積の変更

(3) 第6条第2項に規定する加算を受ける者に該当することに伴う補助金の額の変更

(4) 第5条第1号に規定する補助対象経費の額の増減

(5) 施工業者の変更

(6) 契約物件住所の変更

2 規則第7条第1項第1号の規定により建築工事の内容の変更又は取下げについて承認を受けようとする者は、令和7年度寒河江市子育て定住住宅建築事業補助金変更(取下げ)申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(工事完了報告)

第9条 補助事業等実績報告書は、規則第14条の規定にかかわらず、令和7年度寒河江市子育て定住住宅建築事業工事完了報告書(様式第5号。以下「完了報告書」という。)によるものとする。

2 完了報告書は、新築工事等が完了した日から1か月を経過した日又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに市長に提出するものとし、添付すべき書類は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 住宅新築工事をした場合又は建売住宅を購入した場合

ア 引渡確認書(様式第6号)

イ 完成住宅全景写真(玄関が写る近景及び遠景)

ウ 転居後又は転入後の住民票謄本(世帯主及び続柄記載のもの)

エ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 7 条の 2 第 5 項の規定による検査済証の写し

オ 建築工事請負契約書の写し又は建売住宅売買契約書の写し

カ 補助対象経費の支払いを証するもの（振込依頼書等の写し）

キ 預金通帳の写し（口座情報が記載されている部分）

(2) 中古住宅を購入した場合

ア 引渡確認書（様式第 6 号）

イ 中古住宅全景写真（玄関が写る近景及び遠景）

ウ 転居後又は転入後の住民票謄本（世帯主及び続柄記載のもの）

エ 中古住宅売買契約書の写し

オ 補助対象経費の支払いを証するもの（振込依頼書等の写し）

カ 預金通帳の写し（口座情報が記載されている部分）

(3) リフォーム等工事をした場合

ア 既存住宅の建築工事の施工写真（リフォーム箇所全部の工事中及び工事完了後）

イ 転居後又は転入後の住民票謄本（世帯主及び続柄記載のもの）

ウ 建築工事請負契約書の写し

エ 補助対象経費の支払いを証するもの（振込依頼書等の写し）

オ 預金通帳の写し（口座情報が記載されている部分）

カ 県産木材を使用した工事に該当する場合は、令和 7 年度住宅リフォーム補助金県産木材使用量計算書（様式第 3 号）

（帳簿等の保管）

第 10 条 規則第 22 条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日が属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年間保管しなければならない。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和7年度 工事基準点算出表

区分	番号	工事内容	基準点	数量	工事点
（寒 さ 対 策 ・ 断 熱 化 策）	1-1 ※	やまがた健康住宅の認証を受けた改修工事	10点/工事	箇所	点
	1-2 ※	外部に面する住宅の開口部に別表第3(1)の基準を満たす建具を設置する工事	5点/箇所	箇所	点
	1-3	熱交換換気システムを設置する工事	4点/箇所	箇所	点
	1-4 ※ 注1	住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に別表第3(2)の基準を満たす断熱材を使用する工事	2点/㎡	㎡	点
	1-5	浴室、脱衣室、トイレ、廊下のいずれかに設備工事を伴う暖房機器を設置する工事	10点/箇所	箇所	点
バ リ ア プ リ ー 化	2-1 ※ 注1	住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事	10点/㎡	㎡	点
	2-2 ※	勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	10点/箇所	箇所	点
	2-3 ※	浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの			
	(1) 注1	浴室の床面積を増加させる工事	10点/㎡	㎡	点
	(2)	浴槽のまたぎ高さを低くする工事	10点/箇所	箇所	点
	(3)	固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	2点/箇所	箇所	点
	(4)	身体洗净を容易にする水洗器具を設置し、又は同器具に取り替える工事	3点/箇所	箇所	点
	2-4 ※	便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの			
	(1) 注1	便所の床面積を増加させる工事	10点/㎡	㎡	点
	(2)	便器を座便式のものに取り替える工事	10点/箇所	箇所	点
	(3)	座便式の便器の座高を高くする工事	10点/箇所	箇所	点
	2-5 ※	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事			
	(1) 注2	長さが100cm以上の手すりを取り付けるもの	2点/m	m	点
	(2)	長さが100cm未満の手すりを取り付けるもの	2点/箇所	箇所	点
	2-6 ※	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。）			
	(1) 注1	勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくするもの	10点/㎡	㎡	点
	(2)	(1)以外の部分の段差を解消するもの	5点/㎡又は 2点/箇所	箇所	点
	2-7 ※	住宅の出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの			
	(1)	開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	5点/箇所	箇所	点
	(2)	開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事	1点/箇所	箇所	点
	(3)	戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事		箇所	点
	イ	戸に開閉のための動力装置を設置するもの	10点/箇所	箇所	点
	ロ	戸を吊戸方式に変更するもの	5点/箇所	箇所	点
	ハ	イ及びロ以外のもの	2点/箇所	箇所	点
	2-8 ※ 注1	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	1点/㎡	㎡	点
	2-9 ※	エレベーターや階段用昇降装置を設置する工事	10点/箇所	箇所	点
克 雪 化	3-1 ※	住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であって、次のいずれかに該当するもの			
	(1)	雪下ろし作業用命綱（安全帯）を固定するための金具を取り付ける工事	2.5点/箇所	箇所	点
	(2)	雪止めを設置し、又は取り替える工事	累計5m未満は5点、 累計5m以上は10点	m	点
	(3)	固定式ハシゴを設置し、又は取り替える工事（1階分につき5点）	5点/階	階分	点
	3-2 ※	住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの			
	(1)	屋根の勾配を大きくする工事	10点/箇所	箇所	点
	(2)	雪が滑りやすい屋根材に改良する工事	10点/箇所	箇所	点
	(3)	屋根に雪割板を設置する工事	10点/箇所	箇所	点
	3-3	住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	10点/箇所	箇所	点
県 産 木 材	4 注3	住宅に県産木材を使用した工事	2.5点/0.1 ㎡	㎡	点

●参照

※・・・増築部分で実施する場合は計算の対象外となります。

注1・・・1㎡に満たない工事は要件工事にはならない（1㎡未満切捨て）

注2・・・100cmに満たない工事は要件工事にはならない（100cm未満切捨て）

注3・・・0.1㎡に満たない工事は要件工事にはならない（0.1㎡未満切捨て）

合計

点

別表第2(第6条関係)

区分		住宅新築	建売購入	中古住宅購入 ※4	既存住宅 リフォーム工事 ※4 ※5
子育て世代 支援タイプ	市内在住の者	500千円	500千円	購入費の1／2 (上限500千円)	
子育て世代 定住者 支援タイプ	県内からの定住者 寒河江市外に1年以上 連続して居住 ※1 ※3	1, 000千円	1, 000千円	購入費の1／2 (上限500千円)	工事費の1／2 (上限500千円)
	県外からの定住者 県外に1年以上連続 して居住 ※2 ※3	2, 000千円	2, 000千円	購入費の1／2 (上限1, 500千円)	工事費の1／2 (上限1, 500千円)
(中学3年生 以下の子ども 又は妊婦が いる世帯)	加算を受ける者 中学3年生以下の 子ども(妊婦含む)が 2人以上の世帯	第2子以降一人につき100千円			
定住者 支援タイプ	県内からの定住者 寒河江市外に1年以上 連続して居住 ※1 ※3	500千円	500千円	購入費の1／2 (上限500千円)	工事費の1／2 (上限500千円)
	県外からの定住者 県外に1年以上連続 して居住 ※2 ※3	1, 000千円	1, 000千円	購入費の1／2 (上限1, 000千円)	工事費の1／2 (上限1, 000千円)

※1 令和6年4月1日以降に本市に転入する前の県内住所に1年以上連続している者も対象

※2 令和6年4月1日以降に本市に転入する前の県外住所に1年以上連続している者も対象

※3 申請者を含む2人以上の世帯員が市内に定住する者

※4 10万円未満切捨て

※5 別表第1の右欄に定める点数の合計が10点以上(補助対象工事費が1戸当たり50万円未満の場合は、5点以上)
となる工事

別表第 3

- (1) 別表第 1 寒さ対策・断熱化（ヒートショック対策） 1－2 で定める建具の基準

工事内容	熱貫流率($W/m^2 \cdot K$)
外窓交換	3.5以下
内窓交換	複層ガラス入りの内窓を設置する工事

- (2) 別表第 1 寒さ対策・断熱化（ヒートショック対策） 1－4 で定める断熱材の基準

部位	熱抵抗値($m^2 \cdot K/W$)
屋根	4.6以上
天井	4.0以上
外壁	2.2以上
床	3.3以上
土間床等の外周部分の基礎壁	1.7以上